

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(案) 新旧対照表

改正案		現 行																																																																
別表第 1		別表第 1																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画両国南地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>平成20年墨田区告示第57号及び平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	平成20年墨田区告示第57号及び平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都市計画両国南地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																																				
名 称	区 域																																																																	
東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																	
東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																	
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																	
東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																	
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																	
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	平成20年墨田区告示第57号及び平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																																																																	
名 称	区 域																																																																	
東京都市計画両国南地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																	
東京都市計画緑二・三丁目地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																	
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																	
東京都市計画錦糸公園周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																	
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕																																																																	
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	平成20年墨田区告示第57号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域																																																																	
別表第 2		別表第 2																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域の名称</th> <th>地区の名称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区</td> <td>平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、C地区に定められた区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区</td> <td>平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、D地区に定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域の名称	地区の名称	区 域	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、C地区に定められた区域		東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、D地区に定められた区域		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域の名称</th> <th>地区の名称</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔新設〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔新設〕</td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域の名称	地区の名称	区 域	東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕			〔新設〕			〔新設〕	
地区整備計画区域の名称	地区の名称	区 域																																																																
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、C地区に定められた区域																																																																
	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区	平成24年墨田区告示第207号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、D地区に定められた区域																																																																
地区整備計画区域の名称	地区の名称	区 域																																																																
東京都市計画亀沢地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
東京都市計画曳舟駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
	〔略〕	〔略〕																																																																
		〔新設〕																																																																
		〔新設〕																																																																
別表第 3 〔別紙のとおり〕		別表第 3 〔別紙のとおり〕																																																																

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正案

現行

別表第3

1～6の3 [略]

6の4 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域C地区

あ	い	う	え	お	か	き	く	け	こ	さ	し
建築してはならない建築物	あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合には、この限りでない。			35メートル						

6の5 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区

あ	い	う	え	お	か	き	く	け	こ	さ	し
建築してはならない建築物	あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合には、この限りでない。			22メートル						

別表第3

1～6の3 [略]

[新設]

[新設]